
上峰町国土強靱化地域計画

令和 2 年 3 月 策定

令和 3 年 10 月 一部変更

令和 5 年 9 月 一部変更

上 峰 町

目 次

I 基本事項	1
1 策定の趣旨	1
2 策定の根拠	1
3 基本目標	1
4 国土強靱化基本計画との調和	2
5 計画期間	2
II 想定するリスク	3
1 本町の特性	3
(1) 位置・面積等	3
(2) 地勢・地質	3
(3) 河川	3
(4) 活断層	3
(5) 気候	4
2 過去の災害被害	4
(1) 大雨	4
(2) 台風	7
(3) 地すべり等	8
(4) 竜巻	9
(5) 地震	10
3 計画において想定するリスク	11
(1) 豪雨・大雨（洪水）	11
(2) 台風	11
(3) 地すべり等	11
(4) 竜巻	12
(5) 地震	12
III 脆弱性評価	13
1 脆弱性評価について	13
2 事前に備えるべき目標	14
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	14
4 施策分野	16
5 評価結果	16
IV 施策分野ごとの推進方針	17
V 計画の推進と不断の見直し	177

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果	18
【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果	27
【別紙3】施策分野ごとの施策の推進方針	32
【別紙4】リスクシナリオごとの施策の推進方針	37

I 基本事項

1 策定の趣旨

本計画は、近年みられる台風の大型化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、本町においても大規模自然災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な町土・地域・経済社会を構築するため、本町における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定する。

2 策定の根拠

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定する。

《参考》基本法より

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

3 基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）が掲げる基本目標は普遍的なものと考えられることから、本計画においても基本計画の基本目標を準用し、次の4つの基本目標を設定する。

- （１）人命の保護が最大限図られること
- （２）町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- （３）町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- （４）迅速な復旧復興

4 国土強靱化基本計画との調和

本計画は、基本法第 14 条の規定を受け、国の基本計画との調和が保たれたものとなるように策定する。

《参考》基本法より

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)
第 14 条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 計画期間

本計画は、国土強靱化に関する施策の指針として、町政の基本方針である「上峰まちづくりプラン」(以下「まちづくりプラン」という。)と整合を図る必要があることから、計画期間を令和 3 年度から令和 10 年度までの 8 年間とする。ただし、令和 11 年度以降も、当該地域計画の内容を引き継ぎ、取り組みを推進していくものとする。

なお、今後新たなまちづくりプランを策定する際は、それに合わせて、当該地域計画の内容と期間を変更することとする。

Ⅱ 想定するリスク

1 本町の特性

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、本町が有する地勢・地質、気象等の特性を踏まえておく必要があることから、以下のとおり整理する。

(1) 位置・面積等

本町は、佐賀県の東部のほぼ中央部、三養基郡に位置し、町土の面積は12.80 平方キロメートル、人口は9 千5 百人である。

交通の面では、県東部の鳥栖市に高速道路や鉄道の縦のライン（福岡～鹿児島）と横のライン（大分～長崎）が交差するクロスポイントを有し、町民生活や経済活動にとって重要な要衝を持つ。

(2) 地勢・地質

本町は、概ね北部が丘陵及び台地、南部が沖積平野で、居住可能地の標高差約 50 メートルの北高南低の地形であり、地質的には、北部から深性花崗岩地帯、洪積層及び南部平坦地の沖積層とにわかれており、南部平坦地は肥沃な土壤に恵まれている。

(3) 河川

町内には、脊振山系に源を発した井柳川、切通川などが低平地を流れており、いずれも有明海の干満差の影響を受ける感潮河川である。これらの河川は、一般的に流路延長が短く、地形地質的にも条件が悪いため、降雨量の多い時期には洪水等が発生しやすい。

(4) 活断層

県内には、国の地震調査研究推進本部において「主要活断層帯」として評価対象となっている活断層（帯）として、有明海北岸地域の平野とその北側の山地との境界に沿って分布する「佐賀平野北縁断層帯」、及び福岡県境近くの「日向峠－小笠木峠断層帯」が選定されており、これらが活動した場合の地震の規模がそれぞれマグニチュード 7.5 程度及びマグニチュード 7.2 程度と、大規模な地震が発生する可能性を指摘されている。

また、これら 2 つの活断層帯のほかにも、唐津市池原付近から北西の海域に延びる城山南断層、伊万里市西部を北西－南東に延びる楠久断層、鹿

島市の南を北西－南東に延びる西葉断層など、活動すれば大きな被害が生じる可能性のある断層（帯）は、県内各地に存在している。

なお、地震による被害については、県内に存在する活断層（帯）だけではなく、福岡県や長崎県など周辺地域の活断層（帯）で発生する地震でも大きな影響が及ぶ可能性があることに留意しておく必要がある。

（５）気候

県内の年平均気温は概ね摂氏 16 度前後で、全般に温和な気候といえる。

降水量は、年間 1,800 ミリメートル前後であり、梅雨期に相当する 6 月から 7 月の降水量が年降水量の 40 パーセント近くを占めており、過去の重大な気象災害の多くは梅雨期の大雨によって発生している。

2 過去の災害被害

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、過去に実際に起きた災害を基に、その態様や規模等を踏まえ、今後起きうる災害を想定しておくことも重要であることから、被害発生に至るまでの経過も含めて、以下のとおり整理する。

（１）大雨

県内では、これまで大雨、暴風雨、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきたが、発生する風水害のうち半分は、大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。

日降水量 100 ミリメートル以上の大雨は、6 月から 7 月の梅雨期に最も多く、この 2 ヶ月で年間の約 63 パーセントと最も多い。また、8 月から 9 月は台風や秋雨前線等で年間の約 20 パーセントを占めている。

日降水量 200 ミリメートル以上の大雨や 1 時間降水量 50 ミリメートル以上の非常に激しい雨は、梅雨期の 6 月下旬から 7 月中旬にかけて多い。

【佐賀県に被害をもたらした主な大雨】

災 害	概 要
昭和 28 年 6 月 25 日～28 日の大雨	九州南岸にあった前線が佐賀県に北上し、前線上に波動が発生した。 6 月 25 日朝方から降り始めた雨は、県中部の東多久では夜半にかけて 1 時間 40 ミリメートルを超える激しい雨となった。積算雨量が 200 ミリメートルに達した夜半頃から主要河川が次々決壊し、各地で地すべりや土石流が発生、26 日午前 8 時には 1 時間降水量が 100 ミリメートルを超える猛烈な豪雨となり被害が増大した。

災 害	概 要
	被害地域は県下全域に広がり、筑後川流域の平野部では10日以上冠水が続いた地域があった。家屋や田畑の流失、埋没、橋の流失など年間県民所得の6割に相当する巨額の被害となり、死者・行方不明者も62名にのぼった。
昭和 37 年 7 月 7 日～8 日の 大雨	済州島南に低気圧が、また五島付近の前線上に波動があり九州南部にのびていた前線は、低気圧の東進に伴って佐賀県まで北上した。 県南部の太良町大浦では7月8日午前1時から8時までの7時間に600ミリメートルを超える集中豪雨に見舞われ、特に午前4時から7時までは、1時間100ミリメートルを超える猛烈な雨が続き、3時間降水量は339ミリメートルに達した。 雨は多良山地を含む地域に集中し、この地域での山地崩壊は341か所、住家の流失、埋没、全半壊は353戸にのぼった。太良町大浦地区では土石流により地区の半分が土砂に埋まり、大浦地区を中心に死者・行方不明者は62名という大きな被害が出た。
昭和 38 年 6 月 30 日の大雨	対馬海峡にあった前線が、福岡県から佐賀県に南下した。県北部の三瀬地区岸高の記録によると、6月30日午前2時から雨が強くなり、午前6時と9時には1時間降水量が100ミリメートルを超え、3時間降水量も午前3時～6時に202ミリメートル、さらに午前6時～9時に156ミリメートルを記録した。総降雨量は北部山沿い地方を中心に500ミリメートル以上に達した。 山、がけ崩れはこの地域を中心に926か所、家屋の流失埋没による全半壊は181戸にのぼり、死者についても15名という大きな被害が出た。
昭和 55 年 8 月 28 日～31 日の 大雨	8月28日から30日にかけて九州北部から中部に前線が停滞し、台風第12号の間接的な影響もあって大気の状態が非常に不安定であった。 28日夜から前線の活動が活発になり、佐賀県では各所で1時間に50ミリメートル前後の激しい雨・非常に激しい雨が観測され、総降水量は、県下全域で400ミリメートルから500ミリメートル、所により568ミリメートルに達した。 この雨で牛津川の堤防が決壊して、牛津町のほぼ全町が浸水により孤立するという事態が生じた。その他にも、山崩れ、ため池決壊、ボタ山崩壊など県内各所で大きな被害が発生し、死者4名、住家の被害は、床上浸水3,006戸、床下浸水16,965戸に及んだ。
平成 2 年 6 月 28 日～7 月 3 日の大雨	梅雨前線が6月28日に九州北部に南下し、7月3日まで九州付近に停滞した。 県内では2日の午前3時頃から記録的な大雨になり、県下全域の中小河川の水位は徐々に上昇し、いたる所で越水し破堤した。 河川の越水等が重なった結果、牛津町（現在の小城市牛津

災 害	概 要
	町)では町全体の8割が浸水し、県全体でも越水と内水で県の平地部面積の半分以上が浸水した。その他にも、県南部及び中央部を中心として山地に起因する災害(林地の崩壊、土石流)が多発し、死者2名、住家の被害は、床上浸水4,635戸、床下浸水21,113戸に及んだ。
令和元年8月27日～30日の大雨(令和元年佐賀豪雨)	8月26日朝には九州南部付近にあった前線が、27日には対馬海峡付近まで北上し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、佐賀県では記録的な大雨となり、27日に唐津市厳木町付近で、28日に多久市及び南部(神崎市、吉野ヶ里町、佐賀市、小城市、武雄市、大町町、江北町、白石町付近)で、記録的短時間大雨情報が発表された。 また、県内全てに大雨特別警報が発表された。 この一連の大雨で1時間降水量では佐賀(佐賀市)の110.0ミリを含む2地点、3時間降水量では白石(杵島郡白石町)の245.0ミリを含む2地点、6時間降水量では白石の279.0ミリを含む2地点、12時間降水量では佐賀の294.5ミリ、24時間降水量では佐賀の390.0ミリを含む2地点、48時間降水量では佐賀の430.5ミリを含む2地点、72時間降水量では佐賀で461.0ミリとなり観測史上1位の値となった。 この大雨により、六角川流域内において堤防からの越水や支流の氾濫が発生するなど、県内各地で土砂災害や浸水害が発生した。 加えて、大町町では、浸水した鉄工所から工業用の油が流出し、周辺の住家や農地に影響を与えた。また、ぼた山の一部斜面が崩壊したことに伴い、周辺住民を避難させることとなった。 この災害による被害は、死者3名、住家被害は全壊87棟、半壊860棟、一部破損(浸水以外)24棟、床上浸水774棟、床下浸水4,308棟(令和2年1月23日時点 県把握分)に及び、その他にも土木被害、農林水産被害、商工被害等甚大な被害が発生した。
令和3年8月11日～19日の大雨	8月11日朝から雨となり、夕方にかけて激しい雨を解析し、日降水量が100ミリを超えたところがあった。また12日明け方から19日未明にかけて、局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降った。県内では14日未明から朝にかけて線状降水帯が発生し、「顕著な大雨に関する情報」が発表された。また、14日2時15分には大雨特別警報が武雄市と嬉野市に発表され、その後14市町(多久市、小城市、大町町、江北町、白石町、鹿島市、佐賀市、鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、有田町、みやき町、唐津市、玄海町)を追加して発表された。14日夜のはじめ頃からは雨が小康状態となったため、15日6時10分には大雨特別警報から大雨警報に切り替えられた。 日降水量は、13日に鳥栖で332.5ミリ、14日に嬉野で439.5ミリ、唐津264.0ミリで観測史上1位の値を更新した。なお、その他の観測所でも、8月として多い方から1位から2位の記録的な大雨となった。この大雨で、8月11日から19日24時までの期間降水量は、嬉野、白石、佐賀では8月

災 害	概 要
	の平年の降水量の4倍、その他多くの観測点でも3倍となった。 この大雨により、六角川流域内において堤防からの越水や支流の氾濫が発生するなど、県内各地で土砂災害や浸水害が発生した。 この災害による被害は、軽傷4名、住家被害は全壊5棟、半壊1,168棟、一部破損（浸水以外）25棟、床上浸水298棟、床下浸水2,090棟（令和5年3月10日時点 県把握分）に及び、その他にも土木被害、農林水産被害、商工被害等甚大な被害が発生した。

（２）台風

佐賀県は、台風が来襲する頻度が高く、台風の接近で、大雨や暴風、高波、高潮などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

【佐賀県に被害をもたらした主な台風】

災 害	概 要
昭和20年9月17日（枕崎台風）	9月17日に枕崎市付近に上陸した台風第16号は、時速50から60キロメートルの速度で九州を横断し、広島付近を経て日本海に抜け、能登半島、東北地方を横断して太平洋に出た。 佐賀地方は、17日午前5時より次第に風速を増し、午後9時頃に最大風速が秒速18.8メートルを観測した。総降水量は、三瀬地方で16日から17日の降水量が680ミリメートルを超えるなど脊振山地を中心に大雨が降り、佐賀、神埼、三養基、小城地方では河川が氾濫して堤防が随所決壊した。 死者・行方不明者は101名、倒壊住家は304棟という甚大な災害となり、農水産物や玄海及び有明海方面では風害のため、水産、船舶にも甚大な被害が出た。
昭和24年8月16日～18日（ジュディス台風）	九州南端に上陸して北西進し、対馬近海から東寄りに向きを変え進んだ。この台風は平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、8月15日から18日の総降水量は古湯地域で760ミリメートルを超えた。 死者・行方不明者は佐賀郡（現在の佐賀市）、小城郡（現在の小城市）を中心に95名、住家被害は全壊234棟、流失128棟、半壊610棟という甚大な災害となった。
平成3年9月13日～14日（台風第17号）	沖ノ鳥島付近で台風となり、沖縄本島を通り、奄美大島の西海上を通過して9月14日午前5時頃、長崎市付近に上陸した。 佐賀県では14日午前5時頃から風雨が強まり、佐賀市では同日6時9分に南東の風、秒速54.3メートルの最大瞬間風速（観測史上1位）を観測した。 この台風の影響により、佐賀市と七山村（現在の唐津市七山）で家屋の倒壊により各1名が死亡、住家被害は全壊9戸、半壊102戸、一部損壊110戸、その他にも土木被害・農林被

災 害	概 要
	害・商工被害等甚大な被害が発生した。
平成 3 年 9 月 27 日(台風第 19 号)	マーシャル諸島の西で台風となり、宮古島の東海上を通り、9 月 26 日午後 4 時過ぎに佐世保市の南に上陸した。 佐賀県では 27 日正午頃から暴風雨域に入り、佐賀市では同日午後 4 時 46 分に南南東の風、秒速 52.6 メートルの最大瞬間風速（観測史上 2 位）を観測した。 台風第 17 号の約 2 週間後に上陸し、この台風の影響により、全壊 23 戸、半壊 673 戸、一部損壊 34,208 戸の住家被害が発生し、その他にも人的被害・土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。
平成 18 年 9 月 16 日～18 日の台風(台風第 13 号)及び秋雨前線豪雨	フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。 佐賀県では 17 日午後 2 時頃から午後 5 時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後 6 時 50 分に南南東の風、秒速 50.3 メートルの最大瞬間風速（観測史上 3 位）を観測した。 記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、17 日午後 8 時には 124,100 世帯に達した。一部の地域では停電期間が 3 日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層アパートなどで断水が発生するなど、県民生活に大きな影響があった。 また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。 このため、佐賀県北部では 16 日明け方から昼前にかけて局地的に 50 ミリメートルを超える非常に激しい雨となり、伊万里市では 1 時間に 99 ミリメートル、唐津市枝去木では 1 時間に 89 ミリメートルという猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大 1 時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、3 名が犠牲となった。 さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を中心に広範囲にわたって水稻や大豆をはじめ農産物に甚大な被害が発生し、水稻については過去最悪の作況指数となった。

(3) 地すべり等

県内は、半分以上が地形的、地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから、過去に地すべり、急傾斜地の崩壊等が発生している。

【佐賀県に被害をもたらした地すべり等】

災 害	概 要
平成 18 年 9 月 16 日～18 日の台風（台風第 13 号）及び秋雨前線豪雨に伴う土砂災害	《伊万里市南波多町府招の地すべり》 9 月 16 日午前 10 時 30 分頃、伊万里市南波多町府招の国道 202 号脇の山で、幅約 100 メートル、奥行き約 170 メートルにわたる地すべりが発生した。崩落した土砂により道路の一部が埋没し、家屋 2 戸が全壊、1 戸が半壊するなどの被害が生じた。
	《唐津市相知町田頭の土砂崩れ》 9 月 16 日午前 10 時 45 分頃、山に沿って並んだ集落の背後の斜面が幅約 300 メートル、高さ約 50 メートルにわたって崩れ、民家 1 棟が全壊、4 棟が半壊、3 人が軽傷を負った。また、住宅を結ぶ坂道が土砂で埋没し、住宅数戸が孤立状態になった。
平成 22 年 7 月 14 日発生 of 吉野ヶ里町永山地区土石流災害	7 月 12 日からの活発な梅雨前線の発達により吉野ヶ里町一帯に降り続いた雨は、12 日午後 3 時から 14 日正午までの連続雨量 475 ミリメートル、13 日正午から 14 日正午までの最大 24 時間雨量 289 ミリメートル、14 日午前 7 時から午前 8 時までの最大時間雨量 53 ミリメートルを記録した。 14 日午前 9 時 20 分頃、吉野ヶ里町永山地区内の溪流で土石流が発生し、人家損壊 4 戸、非住家全壊 7 戸、橋梁被災 2 橋、消防施設損壊 1 施設等の被害が生じ、県道中原・三瀬線及び町道永山・坂本峠線が寸断された。

（４）竜巻

竜巻は、積乱雲に伴って発生する強い上昇気流を持った激しい渦巻きであり、台風や寒冷前線、低気圧など積乱雲が発生しやすい気象条件に伴って発生しやすく、本県においても、負傷者や家屋損壊などの被害が、度々発生している。

【佐賀県で発生した主な竜巻災害】

災 害	概 要
平成 16 年 6 月 27 日の竜巻災害	6 月 27 日朝は、佐賀市と鳥栖市において発達した積乱雲の下で竜巻が発生した。（竜巻の強さ 佐賀市：F 2、鳥栖市：F 1） 被害の範囲は、佐賀市で約 8 キロメートル、鳥栖市で約 1.3 キロメートルに及び、突風によって、軽症者 15 名、全壊家屋 15 棟、半壊家屋 25 棟、一部損壊家屋 377 棟という被害が出たほか、ビニールハウスの倒壊や店舗の損壊など農業等の産業にも大きな被害が発生した。
平成 28 年 9 月 28 日の竜巻災害	平成 28 年 9 月 28 日 10 時頃、佐賀県佐賀市から神埼市にかけて竜巻が発生し、住家の屋根瓦や樹木などに被害があった。この竜巻の強さは、風速約 45m/s と推定され、日本版改良藤田スケールで J E F 1 に該当する。

(5) 地震

県内の活断層の活動に伴う、規模の大きな地震は知られていない。

これまでに知られている県内の地震被害については、周辺地域の浅いところで発生した地震によるものが多い。

【佐賀県における過去の主要被害地震】

発生年月日	震央地名	規模(M)	概 要
679 年 (天武 7 年)	筑紫国	6.5 ~7.5	家屋倒壊多く、幅 6 メートル、長さ 10 キロメートルの地割れを生ず。
1700 年 4 月 15 日 (元禄 13 年 2 月 26 日)	壱岐 ・ 対馬	7.0	佐賀・平戸（瓦落つ）有感。
1703 年 6 月 22 日 (元禄 16 年 5 月 9 日)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769 年 8 月 29 日 (明和 6 年 7 月 28 日)	日向 ・ 豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破。
1792 年 5 月 21 日 (寛政 4 年 4 月 1 日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者 18 名、流家 59 棟（眉山崩壊による津波被害）。
1831 年 11 月 14 日 (天保 2 年 10 月 11 日)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し。
1889 年 7 月 28 日 (明治 22 年)	熊本	6.3	神埼郡齊郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり。
1898 年 8 月 10~12 日 (明治 31 年)	福岡県 西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂。
1929 年 8 月 8 日 (昭和 4 年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村（現在の佐賀市三瀬村）で器物の転倒
1931 年 11 月 2 日 (昭和 6 年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害。
1946 年 12 月 21 日 (昭和 21 年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり 佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966 年 11 月 12 日 (昭和 41 年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下、陶器店の皿割れる、神埼、唐津でガラス破損。
1968 年 4 月 1 日 (昭和 43 年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線 2 か所切断、家庭用配線 9 か所切断。
1987 年 3 月 18 日	日向灘	6.6	大きな被害なし

発生年月日	震央地名	規模 (M)	概 要
(昭和 62 年)			
2001 年 3 月 24 日 (平成 13 年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし
2005 年 3 月 20 日 (平成 17 年)	福岡県 北西沖	7.0	みやき町で震度 6 弱を観測。 人的被害 重傷 1 名 軽傷 14 名 家屋被害 半壊 1 件 一部損壊 136 件
2016 年 4 月 14 日 (平成 28 年)	熊本地方	6.5	佐賀県南部・北部で震度 4 を観測
2016 年 4 月 16 日 (平成 28 年)	熊本地方	7.3	佐賀市、神埼市、上峰町で震度 5 強を観測 4 月 14 日からの一連の地震による被害 は、重傷者 4 名、軽傷者 9 名

3 計画において想定するリスク

本町の特性や過去の災害被害を踏まえ、いずれの災害についても、今後も本町に甚大な被害をもたらす可能性があると考えられることから、本計画の対象としては、大規模自然災害全般をリスクとして想定する。

また、これらの災害は、単独で発生するだけでなく、同時あるいは連続し、複合災害として発生し、より甚大な被害をもたらす可能性があることを想定しておく。

なお、本計画及び本町の国土強靱化に関する施策における自然災害の規模等については、概ね以下のとおりの前提とする。

(1) 豪雨・大雨（洪水）

ア) 昭和 28 年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生する。

イ) 昭和 37 年、38 年、平成 2 年、令和元年、令和 3 年の集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発する。

(2) 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受ける。

(3) 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、同時多発的に発生する。

(4) 竜巻

これまでに国内で発生した最大規模の強さの竜巻は、本町でも発生する。

(5) 地震

本町は、海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があるため、これにより直接的に大規模な地震被害が生じる可能性は比較的高くない。

一方で、佐賀平野北縁断層帯をはじめ、県内や周辺地域に存在する活断層（帯）を震源とする地震により、町内でもほとんどの地域で震度7又は震度6強の強い揺れを伴う地震が起きる可能性がある。

Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価について

基本法は、国土強靱化に関する施策を策定及び実施するに当たって従うべき方針の一つとして「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（脆弱性評価）を行うこと」を規定している（第9条第5号）。

また、基本法は、国の基本計画の策定に当たっては、「脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成」することを求めている（第17条第1号）。《参考》基本法より

（施策の策定及び実施の方針）

第9条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

〔第1号～第4号省略〕

5 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。

〔第6号～第7号省略〕

（国土強靱化基本計画の案の作成）

第17条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。

5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。

〔第6項～第8項省略〕

このため、本計画の策定に当たっては、次の手順に沿って脆弱性評価を実施する。

ア)「事前に備えるべき目標」を設定し、その目標ごとに「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定し、これに対する施策について

横断的に評価する。（基本法第 17 条第 3 号）

イ）国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価を行う。（基本法第 17 条第 4 号）

ウ）投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても評価を行う。（基本法第 17 条第 5 号）

エ）「起きてはならない最悪の事態」を回避（リスクの一部低減を含む）するために、現在、町が行っている施策を抽出し、抽出した施策をまとめたものをプログラムとする。

オ）「起きてはならない最悪の事態」を回避するための各プログラムを構成する施策ごとに、現行の取組で十分かどうかの分析・評価を行い、施策分野ごとに整理する。

2 事前に備えるべき目標

国の基本計画との調和を図りつつ、5つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」（次頁）を参照

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画との調和を図りつつ、本町の地域特性や想定したリスク等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する 22 の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」（次頁）を参照

事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ
I 人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2 洪水に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生
		1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
		1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足
II 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態
		3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断
III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	4 大規模自然災害発生後であっても、町民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態
		4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止
		4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
		4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断
		4-5 住宅密集地での大規模火災の発生
		4-6 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		4-7 農地等の荒廃や風評による被害の拡大
IV 迅速な復旧復興	5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり町土の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野

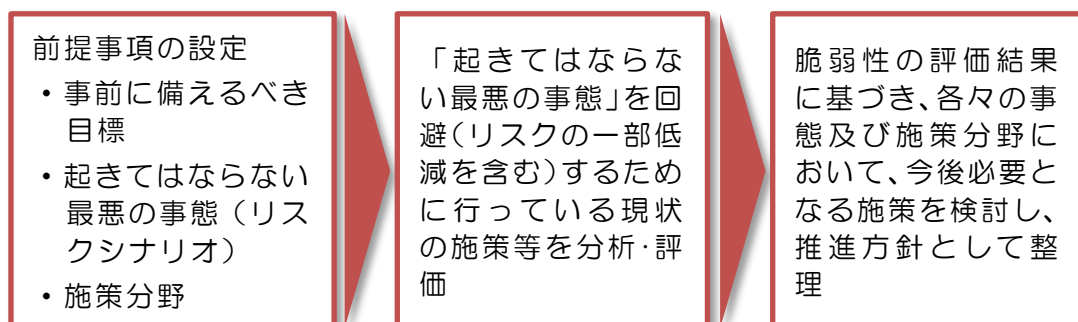
国の基本計画との調和を図りつつ、町の行政組織との整合性も勘案し、次の5つの国土強靱化に関する施策分野を設定する。

1. 行政機能・情報手段・組織（総務／まち・ひと・しごと創生【広報企画】／議会）	
2. 生活・環境・文教（税務／住民／教育／生涯学習／文化）	
3. 保健医療・福祉（健康福祉／出納）	
4. 経済・産業（産業／まち・ひと・しごと創生【まち・ひと・しごと創生】）	
5. 町土整備・交通（建設／財政）	

5 評価結果

脆弱性評価の結果は、【別紙1】及び【別紙2】のとおり。

【参考】脆弱性評価から推進方針の整理までの流れ



Ⅳ 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避し、4つの基本目標を達成するため、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として、【別紙3】のとおり整理する（併せて、リスクシナリオごとの推進方針についても【別紙4】のとおり整理する）。

なお、本計画で設定した22の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても本町に対して多大な被害・損害を与えるものであること、また各最悪の事態を回避するためのプログラムを構成する個別の施策は、他のプログラムにも共通している場合が多いことなどから、本計画ではプログラム単位での施策の重点化や優先順位付けは行わず、各推進方針において必要に応じた重点化や優先順位付けの方針を示す。

Ⅴ 計画の推進と不断の見直し

- 各施策分野間には、相互に密接な関連を有している施策も多くあるため、施策の推進に当たっては適切な役割分担や調整を図り、施策の実効性・効率性を高めるよう十分に配慮する。
- 本計画の計画期間は8年間であるが、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを行う。